経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会（第2回）-議事要旨

日時：平成27年11月18日（水曜日）16時00分～18時00分
場所：経済産業省本館地下2階講堂

出席者

電力基本政策小委員会委員
山内小委員長、横山小委員長代理、秋元委員、石村委員、大石委員、大橋委員、大山委員、村上委員、村松委員、四元委員、渡辺委員

オブザーバー
株式会社エネット　武田代表取締役社長、電気事業連合会　廣江副会長

経済産業省
多田電力・ガス事業部長、吉野資源エネルギー政策統括調整官、新川電力取引監視等委員会事務局取引監視課長、畠山電力・ガス事業部政策課長、安永電力基盤整備課長、江澤電力需給・流通政策室長、小川電力市場整備室長　他

議題

1. 小売全面自由化に向けた検証について
    1. 契約の変更（スイッチング）手続　～前回御指摘事項等について～
    2. 電気の需給の状況、電気料金の水準、自由化分野における競争の状況

2. 小売全面自由化の広報について
3. エネルギー供給構造高度化法について（電気事業関係）

議事概要（自由討議含む）

1. 小売全面自由化に向けた検証について

(1) 契約の変更（スイッチング）手続　～前回御指摘事項等について～（資料3）

（委員等質問）

- スマートメーター設置について周囲に話を聞いたところ、「スマートメーターへの切り替えを依頼したが、住宅が古いため、分電盤か配電盤の事情があってコストの面から電力会社から取り替えできないと言われた。」という話を聞いた。切り替えタイミングの遅延の話だけではなく、このような事態が発生していることを電力会社側は想定して動いているのか。
  （回答）スマートメーターの設置について、設備が古いことを理由に設置をお断りすることは基本的にない。色々な手段を駆使して、取り付けが可能となるよう対応していく。4月1日の切り替え希望の方には最優先で対応している。本件については確認のうえ対応する。
  なお、スイッチング希望数の予測が立たないことから、現時点で希望者全ての交換が可能かどうかはわからないが、最善を尽くしたうえで、万が一間に合わない場合には臨時検針や日割り計算で対応したい。
- マンションで一括受電を受けている場合、自由化の際、戸別に切り替えができるのかという疑問の声もあった。
  （回答）マンション居住者で、現在戸別契約となっている居住者は切り替え自由だが、マンション全体で一括の供給契約をしている場合は、契約次第ではあるが、通常は戸別で自由に切り替えをすることはできない。
- 資料P4のスイッチングに必要な事項の中で、本人確認書類があるが、どのような方法で、どこに、どのタイミングで提出することになるのか。申込自体は電話やメールでも可能ということだが、本人確認はどのように行われるのか。個人情報の管理はしっかり行っていただきたい。
  （回答）本人確認書類については、新しい小売電気事業者に対して、申込の際に提示することになる。ただし、本人確認書類が必要になるかどうかは選択する料金メニュー次第である。また、書類の提出方法については、直接提示や郵送など、様々な方法が考えられる。
- スイッチング申込後に小売事業者を変更したい、解約したいとなった場合の手続きはどのようになるのか。
  （回答）スイッチング申込後の変更等については、需要家から最初に申し込んだ小売電気事業者に連絡していただく。スイッチングシステ

ム上、変更連絡の不備等で重複申込があった場合には、エラーが出ることになるが、その場合は事業者と需要家間の個別対応が必要となる。

- P11、P7の情報開示については、国から需要家に向けたものなのか、国から事業者に向けたものなのか、事業者から需要家に向けたものなのか、整理していただきたい。
  （回答）P11をはじめとしたスイッチング手続きについての情報は、資源エネルギー庁から需要家に対するものである。
  また、P7の情報開示については、発信の主体は広域機関や資源エネルギー庁である。スマートメーターの設置状況の数字だけを提示しても需要家には伝わらないので、P10の設置計画に対する実績と申込状況といった形で、遅れが発生しそうかどうかを細やかに提示していく予定。

(2) 電気の需給の状況について（資料4-1）

（委員等意見）

- 原子力電源への市場アクセスは自由化を促進するうえで重要であり、大きな影響をもたらす論点である。今後、十分に議論する必要がある。
- 震災後、需給という面に限れば改善してきていることは事実。ただ、自由化後もこのような状況が維持できるのかは疑問。海外の事例をみても、自由化すると稼働率の低い設備は作りづらくなる。資料P17に老朽火力のデータがあるが、この状況が改善されない場合には需給バランスが崩れるおそれがある。実際に、海外の自由化先行国では設備更新が問題になっている。今後慎重に対応していく必要がある。
- システム改革の目的は2つあると考えている。1点目は競争を活性化し、需要家の選択の幅を大きくすること。2点目は安定供給の確保である。
  まずは足下の需給を固めることが肝要だが、長期にわたっては再生可能エネルギーを国民負担や接続の悪影響も考慮しつつ最大限に導入していくことが必要。また、火力の持つ調整力を公平に評価することが必要。また、予備率を最低限の3%は確保しているが、これで万全とはいえない。様々な要素を考慮しつつ今後の需給状況について検討していく必要がある。
- 再生可能エネルギーは様々な調整コストがかかる。出力調整等で安定供給はなされているもののコストは度外視されている。今後、賦課金や調整コスト等についても明らかにした上で検討を進めてほしい。

（委員等質問）

- 太陽光をはじめとした再エネ電源は、天候に左右されるなど発電量が安定しない。今後再エネ電源がますます増加することとなるが、そのバックアップのための設備導入や管理については、誰が実施し、誰がコストを負担するのか。
  また、不安定電源にはバックアップ用のバッテリー併設を必須とする等の対策をしなければ、バックアップ費用が増加するばかりである。特に償却済みの電源については事業者負担を導入してはどうか。
  （回答）接続可能量については新エネルギー小委員会の系統WGで検討を行っており、安定供給が可能な範囲で系統接続を認めている。それ以上となった場合には出力制御を太陽光発電等にかけることで安定供給を保っている。
  火力発電によるバックアップをはじめとした安定供給の確保については、一般送配電事業者が担うこととなる。現在FITの買い取り制度見直しの中で、系統安定化費用をどのように特定し負担するかが課題となっている。
  バッテリー併設は沖縄や北海道などの一部地域で導入されている。安定供給をバッテリー導入で行うか、出力制御などその他の方法で確保するかは、今後、検討していくこととなる。

(2) 電気料金の水準について（資料4-2）

（委員等意見）

- 資料P4の三段階料金について、発電コストが安価であること、販売料金が高いということから、自由化後、小売電気事業者は大口需要家を取りに行く傾向がより高まる。その場合、省エネから逆行してしまうこととなる。その点どのように改善していくのか。今後きちんと検討していくべきではないか。
- 資料P8で電気料金が低下傾向にあるデータが示されているが、ここで示されているのは名目値であり、実質値でみるとさほど下がってはいない。電力会社の自社努力があったことは認めるが、ここで示されるほどには下がってないということは認識いただきたい。
- 資料P16で、修繕費の減少が示されている。ある意味では自社努力による結果だが、経営状況が厳しい中、必要な設備投資を先送りしている状況と捉えることもできる。自由化すると短期の利益を追求しやすくなり、その傾向が強まる恐れがある。
  また、発電以外のコストが下がっているとのことだが、必要な投資まで削っている恐れがある。これも長期的にみると健全ではない。
- 需給検証小委の開催もあり、足下の状況については安心して見ている。ただ、現在は電力9社での需給バランスを検討しているのみ。来年4月以降、需給の検証の仕方はすべての発電事業者を含めるべきではないか。また、中長期予測は電力広域的運営推進機関で担当するとのことだが、検討開始はできるだけ早めてほしい。

（委員等質問）

- 自分の住む地域で小売電気事業を行う事業者についての情報はどこで得ることができるか。
  （回答）供給地域については事業者から聞き取ったうえで、エネ庁HPで公表しているため参考にしてほしい。

(2) 自由化分野における競争の状況について（資料4-3）

（委員等意見）

- 原子力は国全体を支える電源という位置づけもあると認識。一般電気事業者がそのまま卸売するよりは、新電力も原発にアクセスできるような仕組みをつくるべき。現行の仕組み上では卸電力取引所の利用が効率的と考えている。
- 1kWhあたり発電コストは、新設の原子力で10.1円。火力で12～3円。原子力は安価だが、様々なリスクとのバランスを考慮しなくてはならない。また、需要に応じて調整運転ができない。
- 費用の中には固定費と可変費がある。10.1円という単価はあくまで稼働中の話。停止中は、管理だけで膨大なコストがかかる。再稼働を進めていかなければ国としての負担が増すばかり。
- 資料P12によると、新電力の調達先として常時バックアップの占める割合が高い。これはあまり正常な姿ではない。短期な目線からすると、取引所がもう少し成長すると良い。

（委員等質問）
- 資料P11で一般電気事業者と新電力のエネルギー構成が示されていたが、構成が似通っているため競争が成立するということか。原発が再稼働すると新電力の参入は少なくなるのではないか。
  （回答）足下の現象として、原発がどうこうというよりは、一般電気事業者の電気料金が上がっているために参入がしやすくなっているという主旨での説明。再稼働については、今後自由化がどのように進んでいくかという点において見るべきポイントのひとつだと考えている。

---

2. 小売全面自由化の広報について（資料5）

（委員意見）
- エネルギー関係の会社で小学生向けの出前講座を実施しているところがある。家庭内で話題となり思いの外宣伝効果があると感じた。また、子どもにもわかるような説明でなければ国民には伝わらない。
- インターネットによる広報では高齢者には届きにくい。自治体広報誌や消費者団体を通じた広報を検討してはどうか。また、切り替え手続きを行わなければ電気が供給されなくなると認識している消費者が半数以上いることから、小売電気事業者の広告内に、4月までに切り替え手続きを行わなくとも供給停止が起こらないことを必ず周知させてはどうか。

---

3. エネルギー供給構造高度化法について（電気事業関係）（資料6）

（委員等意見）
- 44%の目標の前提となったエネルギーミックスは再エネと原子力がほぼ半分ずつとなっている。新電力は原子力が利用できないと、再エネのみで目標達成ということになり厳しいのではないか。原子力が卸電力取引所で取引されるのであれは、それで賄うことができるかもしれないが、どのように検討していくのか。
- システム改革は競争環境の整備と市場活性化にあると思うが、44%が小売電気事業者全体の目標になるのであれば、原子力が調達可能となる仕組みについても検討いただきたい。
- 44%の達成は常識的に考えて厳しい。高度化法の告示制定時の新電力の目標である2%数値についても改善されたとは聞かないし、それがいきなり44%となると、目標達成は厳しい。共同達成も検討するとのことだが、具体的な姿を示してほしい。
- 小売電気事業者が44%を調達できるのかは疑問。原子力で賄えない場合は再エネでということになるのか。
- 小売電気事業者は個別事業者ごともしくは一部共同での目標達成も可能とのこと。日本全体で44%を達成すればよいため、個別の事業者が44%を達成することで全体として過剰達成にならないよう、もう少しゆるやかな目標設定としてもよいのではないか。
- 原子力の立地は大変な困難を伴う。このような中で、これまで、エネルギーミックスの達成は、自主性を尊重する形で進められてきたのではないか。そのような中で、今回の提案には違和感がある。
- エネルギーミックスで、20～22%が原子力というのは、国民のコンセンサスが得ることから大変な努力が必要。新潟には800万kWもの電源が稼働せずにいるが、こうした電源の活用を加速しないと、エネルギー問題は解決できるものではない。
  一方で、一般電気事業者は原発が動いていない中、ハード面だけでなくソフト面での対策も行っている。例えば、毎日訓練ばかりやっている状況。このような状況を国民は知らないし、報道もされない。そういった状況も変えていかなければ、エネルギー基本計画は達成できないのではないか。
- 今回、44%の目標が原子力と再エネあわせてということになると、国民感情としては納得できるものではない。原子力がなければ安定供給が保たれないということであれば、その事実を知らしめるためにも、電源構成開示は義務化すべき。

（事務局）
- 原子力の事業環境整備や、電源構成開示等については別の委員会の場で議論が進められている。本日ご意見をいただいた共同調達の仕組みや、具体的にどのように達成するのか等については、今後改めて御議論いただきたい。

総括

（小委員長）

- 今回、「小売全面自由化の広報」を議題としたところ、政府として小売全面自由化について、これまで以上に広く情報を発信していかねばならないと再認識したところ。
  加えて、委員、オブザーバー、本日傍聴されている皆様、プレスの皆様にも、来年の自由化に向けた取組などについて、ぜひ取り上げていただきたい。

（事務局）
- 次回開催は12月10日。次回は、本日御指摘いただいた点も踏まえつつ、引き続き、小売全面自由化に向けた検証として、エネルギー基本計画の施行状況等について議論いただく予定。

関連リンク

電力基本政策小委員会の開催状況

お問合せ先

資源エネルギー庁 政策課 電力市場整備室
電話：03-3501-1748
FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
電話：03-3501-1749
FAX：03-3580-8591

最終更新日：2015年11月26日